いまかね町政だより

發行所　今金町役場
發行人　今金町長　安部雄三郎
編集人　今金町役場内　松田利郎
印刷者　今金印刷所　内田益男

昭和三十二年度施政方針



今金町長　安部雄三郎

昭和三十二年度予算を審議するに当り町の懸案事業及び予算編成方針について町長の説明した大要は次の通りであります

就任以来各位の御協力を得て、財政の健全化に努力し、本年も予算に於ても極力歳入の増収確保と歳出の合理化節減に努力して来た所であるが、御承知の如く、一昨年の風水害による道路橋梁及び田畑の被害に亦、昨年は未曾有の冷害凶作に見舞れ、この対策に要する経費の処理等により、三十一年度予算は更に一段を突破することとなつたのであります。

この様な状況から町負担の地帯を余儀なくされたばかりでなく、反面町税収入源の再開と同時に、直営診療所の建設を実現しなければならず、これに加えて、前年度まで累積された赤字処理の問題が重つて参つたので已むを得ず事業の繰越又は延期を余儀なくされ又人件費、物件費に到るまで適切なる緊縮の必要を認めて来ず産業開発の基礎となる土木費において、災害復旧費の持越分、八千代橋、利別橋、湧川橋、奥源橋の四橋分、七・一六六千四、中里林道繰越三・八五〇千四、都市計画の延長繰越費として旭町御滝費百十一万四を計上しました。

教育費において、昨年度の中里、住吉、豊田校舎の整備を以つて凡そ教育上の措置として全部落一通り完成を見るに到り、依つて、将来屋内体操場、特別教室の一部充実を図められるいため、是等は国庫助成の見合いの確定を待つて遅くも、昭和三十三年度より継続費特別会計繰入費「七十万四二千四を差引きしますと六六、〇九二千四の枠となります。次に各費目に亘り事業費等の主なるものについて大要を説明致します。

産業経済費については、土地改良の繰越として、六名の職員常置のため土地改良区負担七四八千四、区画整理助成費五〇万四、蚕業五ケ年実施費二十万四、土地改良助成費百万四、計二、四四八千四の財源をもつて、二、五三三千四計上、

財産区について、明年度町苗木育成充実するので、大半繰越となるので単に振替費として計上した。

産業奨励費について、水稲苗育成施設費補助四五万四、畜産振興総合施設事業費助成四〇万四、土地改良区画整理助成費五〇万四減その他合計二六〇万四を減額した。勧業費に対して前年度実施の繰越として観察費十四万四計上することいたした。

役場費において、第一役場庁舎が相当腐朽のため近く改修模様替の必要に迫るも、今年度は僅少の小破修理に止め、以下可及的節減と思います。

又一面、来年度は国の方針として利子補給或は地方債性は道南に冠たる注目の交付税増加、民法改正等も考えられますが、今後の課題として研究財源で期待したい。斯如く本町は確定財源として大体税の二千五百万四計五千万四であるに拘らず経常費の計画予算七千万四より九千万四突破の計上を余儀なくされるから現在の財源を以つて別に協議決定のため教育上特に障害の認めない範囲の継持経費の計上に止め、高等学校負担金二五〇万四、八東公民館費五〇万四は実施未定であるが繰越してない。以上のような予算状況であるので、一方昭和三十一年度決算見通しとしては赤字累積二千九百万の巨額に達するのではないかと思われます。最もその財源としては三十一年度の下に国費導入の為に重点をおいた。土地改良、道路、橋梁の充実を以つて産業を開発したいと思う。

反面近時地下資源開発の活況に鑑み資源調査より引続き調査官派遣される計画である。

前述の通り歳入財源として主たる税と平衡交付金は前年同様の計上をみることにした。その他は何れも歳出に見合い計上した。

終りに行政執行の態勢については、平素に自己批判を行い綱紀粛正、行政の民主化に一層の努力を重ねてよりよき町行政の遂行に当ることを期す決意であります。町民各位におかれても現下の財政は如上の例え暫定的苦境にありとはいい乍ら我が町の前途無限の発展性を将来性にある誇りも理解されて他に遜れをとらない開発のためあくまでも厳正公平な批判の下に積極的な御支援を御願いする次第であります。

必要欠くべからざる維持管理費等を差引きしますと六六、〇九二千四の枠となります。次に各費目に亘り事業費等の主なるものについて大要を説明致します。

産業経済費については、土地改良の繰越として、六名の職員常置のため土地改良区負担七四八千四、区画整理助成費五〇万四、蚕業五ケ年実施費二十万四、土地改良助成費百万四、計二、四四八千四の財源をもつて、二、五三三千四計上、

財産区について、明年度町苗木育成充実するので、大半繰越となるので単に振替費として計上した。

産業奨励費について、水稲苗育成施設費補助四五万四、畜産振興総合施設事業費助成四〇万四、土地改良区画整理助成費五〇万四減その他合計二六〇万四を減額した。勧業費に対して前年度実施の繰越として観察費十四万四計上することいたした。

役場費において、第一役場庁舎が相当腐朽のため近く改修模様替の必要に迫るも、今年度は僅少の小破修理に止め、以下可及的節減と思います。

又一面、来年度は国の方針として利子補給或は地方債性は道南に冠たる注目の交付税増加、民法改正等も考えられますが、今後の課題として研究財源で期待したい。斯如く本町は確定財源として大体税の二千五百万四計五千万四であるに拘らず経常費の計画予算七千万四より九千万四突破の計上を余儀なくされるから現在の財源を以つて別に協議決定のため教育上特に障害の認めない範囲の継持経費の計上に止め、高等学校負担金二五〇万四、八東公民館費五〇万四は実施未定であるが繰越してない。以上のような予算状況であるので、一方昭和三十一年度決算見通しとしては赤字累積二千九百万の巨額に達するのではないかと思われます。最もその財源としては三十一年度の下に国費導入の為に重点をおいた。土地改良、道路、橋梁の充実を以つて産業を開発したいと思う。

反面近時地下資源開発の活況に鑑み資源調査より引続き調査官派遣される計画である。

前述の通り歳入財源として主たる税と平衡交付金は前年同様の計上をみることにした。その他は何れも歳出に見合い計上した。

終りに行政執行の態勢については、平素に自己批判を行い綱紀粛正、行政の民主化に一層の努力を重ねてよりよき町行政の遂行に当ることを期す決意であります。町民各位におかれても現下の財政は如上の例え暫定的苦境にありとはいい乍ら我が町の前途無限の発展性を将来性にある誇りも理解されて他に遜れをとらない開発のためあくまでも厳正公平な批判の下に積極的な御支援を御願いする次第であります。

町議会

三十二年度予算きまる

國保條例の制定その他

二十件も可決

三月二十日開会の町議会には、昭和三十二年度当初予算を始め次の様な多くの議案が提出され、それぞれ議決されました。以下その概要をお知らせします。

◎昭和三十二年度予金町歳入歳出予算
昭和三十二年度予算については、別に配布しておりますので省略します。

公益質屋予算は
三一〇千圓

◎昭和三十二年度今金町公益質屋特別会計歳入歳出予算について
一、収入
1事業収入　二九〇千圓
2一般会計よりの繰入金　二〇千圓
計　三一〇千圓
二、支出
1公益質屋維持費　一三五千圓
2質預資金の元利償還金　一七五千圓

◎一時借入金について
昭和三十二年度予算経理のため、次のように一時借入金をする。
借入金額、壹千万圓
利　率　百圓につき日歩二銭五厘以内

◎一時借入金について（公益質屋特別会計）
公益質屋運転資金に充当のため。
借入金額　参拾万圓
利　率　百圓につき日歩二銭五厘以内

◎中里林道開さく工事施行について
三十二年度に於て次のとおり中里林道開設事業を継続施行する。
一、施行事業地
起長　七二四米
巾員　四米
一、事　業　費
参百八拾九万圓

◎出納閉鎖後監査委員の監査について
昭和三十二年度出納閉鎖後監査委員を左記のところ次の三名が当選されました。
藤村徳蔵
中野喜久次郎
河端　豊

◎定数について
昭和三十一年度に於て追跡調査である公営住宅建築に充当のため
起債金額　壹百八拾万圓
利　率　百圓につき日歩二銭五厘以内

◎一時借入金について（公益質屋特別会計）
公益質屋運転資金に充当のため。
借入金額　参拾万圓
利　率　百圓につき日歩二銭五厘以内

◎起債について
昭和三十二年度に建設されたら屠場改築費に充当のため
起債金額　壹百万圓

◎土木施設分について
光川、中里両校の敷材として三百石以内の素材処分することに決定

◎今金町森林組合出資について
今金町森林組合に対し三十一年度弐拾万圓也三十二年度拾万圓也の出資を決定

三十一年度追加更正予算　壹百
参拾七万六千圓減

昭和三十一年度追加更正予算（第四回）

◎更正予算額
一〇一、一六四千圓
◇既定予算額
一〇二、五四〇千圓
差引減
一、三七六千圓

◎歳入
一、町　税　所在納付金一、二八一千圓減
一、議会費　二八千圓増
二、地方交付税　一二千圓減
普通地方交付税　一九、二三八千圓減
特別交付税　一、七八五千圓増と更正
三、公営企業及財産収入　一四六千圓増
財産売払代金　四六九千圓減
四、繰越金　三〇千圓増
五、諸収入　一五〇千圓増
児童福祉費、教育費補助　三四千圓減
産業経済費補助　一〇千圓増
六、雑収入　五〇千圓増
不用品売払代金　一二〇千圓増
歳計現金預金利子　一、一六四千圓

◎歳出
一、議会費　一二千圓減
議員報酬　一千圓減
議員旅費　七〇千圓増
負担金補助及交付金　五千圓減
二、役場費　四二千圓減
職員給　一、一二千圓減
諸手当　三〇千圓増
傭人費　一五〇千圓増
交際費　一千圓減
三、消防費　一〇千圓減
旅費　一〇千圓減
負担金補助及交付金　九千圓増
四、土木費　一二五千圓増
道路維持修繕費　一四四千圓減
道路新設改良費　六九千圓増
都市計画費　三八千圓増
負担金補助及交付金　一、九七一千圓減
五、教育費　二九千圓増
教育委員会費　七千圓減
小学校費　四五千圓増
中学校費　二八千圓増
高等学校費　一四千圓増
公民館費　三千圓増
六、社会労働施設費　九千圓増
民生委員費　七〇千圓増
児童福祉費　四六三圓減
失業対策事業費　一七四千圓増
七、保健衛生費　五三千圓増
結核予防費　三〇千圓減
寒冷病予防費　三〇千圓減
健康保険費　一七一千圓減
屠場費　一、九七一千圓減
八、産業経済費　一千圓減
農業委員会費　一千圓減
土地改良費　六千圓増
産業五ケ年計画費　一二四千圓減
畜産対策費　九五〇千圓減
冷害対策費　三三一千圓増
九、財産費　三八千圓増
財産管理費　三八千圓増
十、公債費　四五六千圓増
元利償還金　四五六千圓増
十一、諸支出金　一〇〇千圓増
地方振興費　一〇〇千圓増
繰出金　一六〇千圓増
雑支出　一〇〇千圓増
歳出合計　一〇一、一六四千圓

今金町職員の退職手当支給に関する特別措置条例制定について
職員が特別な事由に基いて退職する場合、退職手当の支給に関し特別な措置を定めた消防団員の定数並びに、任免に関する条例制定について
現在までの第一條を次のとおり改める。

本町の消防団員を一七三人とし、その区分は町の規則で定めることに改正

今金町職員給与条例の一部改正について
現在の五級に新しく七級を設置することに決定

今金町特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について
現在までの「議員、農業委員会委員、教育委員会委員」の次に「常設専門委員を」を加える

今金町農業委員会事務局員設置条例
この手数料条例については今金町手数料条例の規定を準用することに決定

今金町国民健康保険税条例制定について
国民健康保険法に規定する保険給付を行うことを目的とした条例を決定

今金町国民健康保険税条例制定について
国民健康保険税賦課徴収について
あって課税の目的、課税標準、算出割合など決定する。

國保特別會計予算
七百貳拾九万四千圓

昭和三十二年度今金町歳三頁上欄に続く

陸上、海上、航空
十八才～二五才まで
自衛官募集
中卒以上の学力の者
受付は六月末日まで

民健康保険特別会計歳入歳出予算について

○歳　入

一、國民健康保険税　四、七五七千圓
二、使用料及手数料　九千圓
三、國庫支出金　一、八二六千圓
四、道支出金　一千圓
五、繰入金　七〇〇千圓
六、繰越金　一千圓

○歳　出

一、役場費　六五六千圓
二、金融費　四七千圓
三、保険給付費　五、八〇八千圓
四、保健施設費　四九六千圓
五、公債費　二〇千圓
六、還付金及還付加算金　一〇六千圓
七、諸支出金　一、四三千圓
八、予備費　一六千圓

今金町國民健康保険直營診療所設置條例制定について

國民健康保険事業を効果的に運營するため、今金町國民健康保険直營診療所を設置することに決定

予算外義務負担について

今金町は、森林組合が造林資金として農林中央金庫の借務保證により農林漁業金融公庫より借入したことについて、森林組合の契約不履行により農林中央金庫並に農林漁業金融公庫が損失を被つたときは、町はその損失を保證することに決定

今金町教育委員会委員の任について

今金町教育委員会委員に前原一直氏、山安一氏の死亡により補欠委員として次の者が選任された。

前原一直

今年の町の予算

（當初予算）

九千壹百六万壹千円

予算はどのように使われるか

1議会費　九五六千圓
2役場費　一一、八三二千圓
3消防費　一、九九八千円
4土木費　一五、二六三千円
5教育費　一〇、二二九千円
6社会及労働施設費　一七、〇一二千円
7保健衛生費　四、三二〇千円
8産業経済費　五、九一七千円
9財産費　一、六七八千円
10統計費　一〇八千円
11選挙費　一八四千円
12公債費　七、七八千円
13諸支出金　一三、五八五千円
14予備費　二〇〇千円
合　計　九一、〇六一千円

2地方交付税　二二、〇〇〇千円
3公益企業及財産収入　三、五七三千円
4分担金及負担金　七一〇千円
5使用料及手数料　一、三八六千円
6國庫支出金　一七、三七九千円
7道支出金　二、五六三千円
8寄附金　一、四〇七千円
9繰越金　一二、四八五千円
10町債　六、〇〇〇千円
11繰越金　一千円
合　計　九一、〇六一千円

今年の歳入見込は

1町税　二四、五五六千円

選挙の会・員委す農業は日

いい投票をしてみんなでそろってしましょう

今金町選挙管理委員会

病害虫のく除に努めましょう!!

農事メモ

六月ともなれば、水稲、畑作物ともに中耕除草の時期に入り、病害虫の發生も多くなつてきます。

六月はとくにつぎの害虫の發生に注意し防除を完全にすることが大切です。

1、イネヒメハモグリバエ

二十九年以来とくに越多發生が甚大になつつあるので、昨年同様十分な警戒が必要です。

防除法

◎移植直前に苗代の植苗及びけいはん雑草に対しBHC粉剤（苗代には一五%けいはんおよび本田では三%）の散布すること。

◎移植後成虫および卵に対しては、BHC粉剤一、五～三%を散布をすること。

◎田植終了後幼虫に対しては有機燐剤粉剤を散布すること

2、泥虫

イネヒメハモグリバエの防除と同じように移植直前の苗にBHC粉剤を散布して下さい。

また六月上旬七月中旬にかけてBHCやDDTの粉剤またはひさん石灰剤の散布をすることも大切なことです。

3、タネバエ

従来タネバエの防除にBHC剤が使われていましたが往々にして薬害の危險がありましたので、そこで今年から防除効果も高くしかも薬害の小い有機燐系剤アルドリン四%粉剤、ヘプタクロール二、五または四%粉剤を反當り二～三瓩を作條散布により實施することを奨勵することになりましたので、防除をかん全にして被害の軽減につとめるようにして下さい。



國民健康保険受診証の取扱方について

皆さんのところへ配付しました「受診証」について次のとおり御了知下さい

1、記載事項に誤りや、脱漏、他の保険者との重複等がありましたらすぐ役場に出して訂正を受けて下さい。

2、転入や転住をされた場合は、すぐ届出て下さい。

3、出生や死亡があつた場合は、印鑑と受診証を持つて役場で訂正を受けた上、助産費、葬祭費の支給を受けて下さい。

4、お醫者さんにかゝる場合は、必ず先にこの受診証を出してからかゝる様にして下さい。

5、受診証の番號は忘れない様にして下さい。

農村公衆電話開通

神丘は今金局貳百九番

（モンモン）

（花石局）

美利河七五一番（岡部商店）
七一五番（田中精作）
（今金局）

住吉五一五番（小学校）
八東二〇四番（河端医院）
金原二〇八番（小学校）

神丘二〇九番（小学校）

無医中部では環境衛生の一部として農村電話の架設実施のため此の度次の通り開通致しました。

通信施設の解消

電話局

電話をしたがおります

心用の火

火事が多くなります

予防に必要な四ツの注意

毎年の事ながら、春になると南から吹く乾燥した空気のため、極めて火災の発生し易い状態になります。

本年も、異常乾燥のため全国各地に火災が頻発して来するようにしましょう。

より、この危険に対処するため、各地の火災の内で、子供の火遊の原因であるものにが多く発生しておりますが、火遊びに使われるマッチなどの保管は十分注意しましょう。

(一)、ストーブ、囲炉裏の原因による火災は全体の四割を占めており、春先になると点検修理がとかくなおざりになります。少しでも異常のある場合でも、それが大事に至る例が多いので、ただちに修理するか取替えるかしてそのままは絶対に使わないよう心がけましょう。

(二)　乾燥しているときは、どんな小さな火のもとでも火災の原因となります。

(三)、各地の火災の内で、子供の火遊の原因であるものがかなり多い様ですので、家庭に特に農繁期の農家などに多く発生しておりますが、火遊びに使われるマッチなどの保管は十分注意しましょう。

(四)、火災を発見したときは、たとえ消火できる自信があっても、それが大事に至る例が多いので、ただちに附近の人に知らせて応援を求めると同時に、消防機関へも必ず通報しましょう。



開こんの火入れは許可申請を

5月1日～6月30日　山火危険期間

車は左　人は右

ケガに予告なし

交通事故防止

数十年ぶりの大雪もようやく融けて、陽光に春のきざしがあり、ふくらんだ徐の草木、黒い路面が顔を出してきましたが、参考のためこの内訳を見ますと、小中学生五百三人、幼児が五百九拾二人となっており事故の約半分は、登校退校の途中に発生しております。

各家庭の宝を交通事故から守りましょう。

①通路は右側を歩きましょう。

②走っている車の前にとび出さないようにしましょう。

③車のすぐ前や後を横切らないようにしましょう。

④道路で遊ばないようにしましょう。

⑤自転車の二人乗りやめましょう。

一方自動車やオートバイ等の色々の動きが活発になるにつれて交通事故もまた次第に増えてまいります。

昨年中に、今金町での交通事故は七件で、一名の死亡と十名が重傷を負っております。

全道で交通事故のため死傷した人の数は、四千七拾七人で、この中に中学生以下の子供の死傷は千九拾五人で大体一日に三人の割合となっております。

「交通事故は不慮の災害でなく、日頃の注意で防止しよう。」

ヤミ小作料をなくしましょう

農地改革が始つてから十年の月日が経ち、農村も明るくなつてまいりました。

しかし、最近だんだんと昔にもどつてくる風潮がみうけられます。そのあらわれの一として地主の力が昔のように強くなつてきて、無理な土地の取上げや、不当な小作料とか物納の要求が起えてきております。

土地の貸し借りには、かならず地元の農業委員会に届出を出して許可を受け、文書で契約を結ぶことになつております。

また、地主は貸した土地を返してもらうには知事の許可を受けることになつております。もし許可を受けないで強引に土地を取上げようとすると、その地法に違反することになり、罰金をとられたうえ、土地はもとの小作に戻ることになります。

小作料は、公定価格が決つていて農業委員会から通知が行きますが、それ以上に要求することはできません。お金のかわりに米や豆で納める、いわゆる物納は絶対に禁じられております。

農地法は耕作する農民のためのものです。せまい国土から少しでも多くの食糧をつくることに協力いたしましょう。

反当り小作料比較表

	田	畑
公定反当り（本州平均）	一、〇〇〇圓	六〇〇圓
農家調査によるもの（一九五五年度）	一、八六三圓	九八二圓
現物納と稱するもの（米一俵換算）	四、〇〇〇圓	一、一〇〇圓 二、〇〇〇圓

消費税二、三五八千円

町税の一割

町内でお買いになつたたばこが"たばこ消費税"として公社から町に還元されてきます。これは町税総額の約一割を占めている貴重な財源です。

皆さん、たばこは町内で買いましょう。